

4 産地の取組項目（別表1）

別表1の記載項目

【区分】国ガイドライン等に基づく取組の区分

【No】作物ごとの通し番号

【重要度】取組事項の重要度：必須／重要

【取組事項】取組事項（生産者のチェック項目）

※（ ）で記載のガイドラインNo. は対応する国ガイドラインのNo.

【具体的な取組内容】取組事項を達成するための生産者の具体的な取組の内容

果樹

1 食品安全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|--------------|----|----|---|--|
| ほ場環境の確認と衛生管理 | 1 | 必須 | ほ場やその周辺を常にきれいに保っているか。 (ガイドライン1) | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やほ場周辺は定期的な清掃を行い、使わない資材や作物残さなどを放置しない。 ・大雨などにより汚水が進入しないような対策を講じる。 ・ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。 <p>(大雨時、リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やハウス内に汚水が流入した場合、速やかに排水する。 ・ほ場または隣接地に汚染リスクが確認された場合、速やかにリスクを回避する対策を講じる。 |
| 農薬の使用 | 2 | 必須 | 農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用しているか。 (ガイドライン2、4) | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。 |
| | 3 | 重要 | 農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されていることを確認しているか。また、使用後はよく洗浄しているか。 (ガイドライン3) | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認する。 ・農薬の使用後には、薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。 |
| | 4 | 必須 | 対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用しているか、また、隣接圃の作物・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないように配慮しているか。 (ガイドライン5) | <ul style="list-style-type: none"> ・防除暦、防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。 ・近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。 <p>(突発的な病害虫の発生時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。 |
| 水の使用 | 5 | 重要 | 栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。 (ガイドライン6) | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培等に使用する水の水源を把握しておく。 ・水路やバルブ等が汚れていないか、日頃から確認する。 <p>(リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する水に汚染リスクの可能性がある場合には、安全性が確認されるまで、水の使用を控える。 |
| 肥料・培養液の使用 | 6 | 重要 | 堆肥は適切に製造されたものを使用しているか。 (ガイドライン7) | <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥を購入、使用する際は、原料、製造方法、成分を確認する。 <p>(堆肥を製造する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分調整、切り返しを行い、70 以上で十分に発酵させる(注)。できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。 <p>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に有機質資材の種類に応じて適切に製造する。</p> |
| | 7 | 重要 | 溶液栽培では、培養液の汚染に注意しているか。 (ガイドライン8) | <ul style="list-style-type: none"> ・水の供給システムは微生物による汚染の防止に必要な清掃、保守を実施する。 <p>(リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源、培養液等の汚染等が確認された場合には、直ちに改善に向けた対策を実施する。 |

果樹

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|-----------------------|----|----|--|--|
| 作業者等の衛生管理 | 8 | 重要 | 清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行する。 (ガイドライン9) | ・感染症の疑いがある場合は、果実に触れるような作業をしない。 ・身体を清潔に保つため、爪を短く清潔にし、作業前には手洗いを励行する。 (手にキズなどがある場合) ・傷口は絆創膏等でしっかりと覆い、直接傷口が果実の可食部に触れないようにする。 |
| | 9 | 重要 | 作業場所の近くにトイレや手洗いの設備があるか。 (ガイドライン10) | ・手洗い設備やトイレは常に清潔にしておく。 ・手洗いやトイレの排水等が、ほ場やハウス内、農業用水路に流入しないようにする。 |
| 機械・施設・容器等の衛生管理 | 10 | 重要 | 農機具、器具類の数や保管場所を把握し、使用後は洗浄・手入れをして、常に清潔に保っているか。 (ガイドライン11) | ・使用した農機具等は常に洗浄し、清潔に保つ。 ・汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分ける。やむを得ず収穫物を運搬する車両で廃棄物や家畜ふん堆肥などを運搬した場合は、使用後によく洗浄する。 ・収穫物に直接触れる器具は常に清潔に保ち、必要に応じて使用前後に洗浄する。 ・収穫物と廃棄物などを入れる容器は区別する。 ・汚れがとれなくなった容器は廃棄する。 |
| | 11 | 重要 | ハウス等の施設は衛生管理に適した構造として、適切に管理されているか。 (ガイドライン12) | ・排水溝を設置するなど、雨水が浸入しない構造にするとともに、ネットなどでネズミや鳥などが進入しない対策を講じる。 ・施設内に収穫物の残さなどを放置しない。 (大雨、破損時の対応) ・雨水が浸入した場合には速やかに排水する。 ・ネットなどが破損した場合、速やかに補修する。 |
| | 12 | 重要 | 出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっているか。 (ガイドライン13) | ・作業場や保管・冷蔵施設は常に清潔に保つ。 ・網戸などの設置により、ネズミなどの小動物(ペットを含む)が侵入しない構造とする。 ・十分な明るさを確保し、収穫物の汚染・異物混入を発見しやすい環境にする。 ・集出荷作業時に出荷物に昆虫などの異物やホコリが入らないように注意する。 ・廃棄物は分別し、昆虫や小動物等を引き寄せない場所に保管する。 |
| | 13 | 重要 | 収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用しているか。また、洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。 (ガイドライン14) | ・包装資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある包装容器は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして清潔に保つ。 |
| 収穫以降の農産物の管理 | 14 | 重要 | 収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意しているか。 (ガイドライン16) | ・農産物を運搬する場合は、農薬・肥料・燃料・動物の他、収穫物を汚染する恐れがある物と一緒に運搬しない。 ・運搬に利用する車両は清潔に保ち、定期的に洗浄する。 ・運搬中は適切な温度管理を実施する。 |
| | 15 | 重要 | 収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないような配慮がされているか。 (ガイドライン17) | ・罹病果や落下果実等の汚染されたもの、あるいは汚染の可能性のある果実は、分別し適正に処理する。 ・出荷物に異物・昆虫等が混入しないようにする。 |
| りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減 | 16 | 重要 | りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減策を実施しているか (ガイドライン15) | ・りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施する。 |

2 環境保全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|----------------------|----|----|--|--|
| 農薬による環境負荷の低減対策 | 17 | 重要 | 農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施しているか。 (ガイドライン18、19、20、21、22、23) | <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。 ・薬剤防除にあたっては、防除暦・防除基準に従い防除の徹底を図る。 ・圃地ごとに散布量を把握し、薬液が残らないようにする。 ・薬剤散布時は、飛散の少ないノズルの使用や風向き等を考慮した散布方法で、周囲の作物・建物等に飛散しないように注意する。 ・薬剤防除とあわせ、耕種的防除(袋・傘かけの実施、雨よけ施設の導入など)も行う。 ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う(例:機械除草、生物農薬・性フェロモン剤の使用など)(注)。 <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に にする。</p> <p>(土壌くん蒸剤を使用する場合) ・表示された使用方法を遵守するとともに、揮散して周囲に影響 を与えないように配慮する。</p> |
| 肥料による環境負荷の低減対策 | 18 | 重要 | 土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を 決めているか。 (ガイドライン24、25) | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、 施肥を行う(注)。 <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に にする。</p> <p>(有機質資材を利用する場合) ・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認 する。</p> |
| 土壌の管理 | 19 | 重要 | 堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農 業の実践に努めるとともに、草生栽培等により 土壌浸食への対応を適切に実施しているか。 (ガイドライン26、27) | <ul style="list-style-type: none"> ・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に 持続可能な農業生産に努める。 <p>(土壌浸食の恐れがある場合) ・草生栽培の導入や石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に 努める。</p> |
| 廃棄物の適正な処理・利用 | 20 | 必須 | 廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しな いように管理しているか。とくに、プラスチックご みなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を 委託するなど、適切な処分を行っているか。 (ガイドライン28、29) | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。 ・農業用廃プラスチックなどは、JAによる回収など、許可のある 業者に処分を委託する。 ・やむを得ずせん定枝等を焼却する際は、各自自治体のルールに 従うとともに、安全に十分配慮する。 |
| | 21 | 重要 | 作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に 還元するなど、有効に活用しているか。 (ガイドライン30) | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場に残すと病害虫等の発生源となる恐れがある場合を除 き、せん定枝をチップ化し土壌に還元したり、堆肥化(注)するな どして、有効活用するように努める。 <p>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に適切に製造 する。</p> |
| エネルギーの節減対策 | 22 | 重要 | 機械の点検整備、ハウスの適切な温度管理に よって省エネルギーに努めているか。 (ガイドライン31) | <ul style="list-style-type: none"> ・機械の日常点検により、エネルギー効率が低下しないように努 める。 ・ハウス栽培では基準に従った適切な温度管理を行う。 <p>(新たに機械等を導入する場合) ・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。</p> |
| 特定外来生物の適正利用 | 23 | 必須 | 特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を 使用する場合は、適切な飼養管理を行ってい るか。 (ガイドライン32) | 特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、 法令を遵守し、適切に使用する。 |
| 生物多様性に配慮した鳥獣被害 対策 | 24 | 重要 | ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないよう に適切に管理しているか。 (ガイドライン33) | <ul style="list-style-type: none"> ・収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等により鳥獣を引き 寄せないようにする。 ・市町村の被害防止計画に沿った防止対策を実施する。 <p>(有害鳥獣を駆除する場合) ・鳥獣保護管理法を遵守する。</p> |

3 労働安全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|-----------------|----|----|--|---|
| 危険作業等の把握 | 25 | 重要 | 農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践しているか。 (ガイドライン34、35、36、37、39) (農業用機械等を導入する場合) 安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握しているか。 (ガイドライン38) | ・農作業安全チェックシート(注)にもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。 危険作業、危険箇所の把握と安全対策 作業者の年齢、健康への配慮 安全な服装、防護服の着用による作業機械の点検・整備 (注)作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。 |
| 農作業従事者の制限 | | | | |
| 服装及び保護具の着用等 | | | | |
| 作業環境への対応 | | | | |
| 機械等の導入・点検・整備・管理 | | | | |
| 機械等の利用 | | | | |
| 農薬・燃料等の管理 | 26 | 必須 | 農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用しているか。 (ガイドライン40) | ・農薬はカギのかかる保管庫に保管する。 ・毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策をおこなうとともに、容器、貯蔵庫に表示する。 ・農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。 ・燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めにより適切に管理する。 |
| 事故への備え | 27 | 必須 | 農作業中の事故に備え、各種保険に加入しているか。 (ガイドライン41) | ・事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。 |

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---------------------|----|----|---|--|
| 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 | 28 | 重要 | 育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めているか。 (ガイドライン42) | ・品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら(または産地が)開発した品種や技術、ブランドの権利の保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはいけないことを理解している。 |
| | 29 | 必須 | 登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解しているか。 (ガイドライン43) | ・登録品種を譲渡などの目的で増殖しない。 ・権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。 |
| 情報の記録・保管・保存 | 29 | 重要 | ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握しているか。 (ガイドライン44) | ・園地ごとに現在の栽培作物(品種)を記録しておく。 ・園地ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。 |
| | 30 | 重要 | 農薬・肥料の使用に関する記録を適切に行っているか。 (ガイドライン45、46) | ・防除日誌(注)を活用した防除記録を作成し保存しておく。 ・防除日誌の記帳内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名(剤型まで)、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。 ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。 |
| | 31 | 重要 | 農業用資材の購入の記録を適切に保管しているか。 (ガイドライン47) | ・資材等の購入記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。 ・施設等の衛生管理、保守点検に関する記録を保存しておく。 |
| | 32 | 必須 | 出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっているか。 (ガイドライン48、50) | ・出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理し、最低1年間(できる限り3年間)保管する。 |
| | 33 | 重要 | チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン49) | ・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要な対策を講じる。 |

果樹

5 出荷団体の取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---------------|----|----|---|--|
| 環境保全 | 34 | 重要 | 病虫害の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。 (ガイドライン20) | ・病虫害発生予察情報等の活用により、病虫害の発生状況を把握し、適切な防除指導を行う。 |
| 危機管理 | 35 | 重要 | 気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。 | ・降霜や台風、大雪などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策(注)を生産者に周知する。 (災害が発生した場合) ・速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な事後対策の実施や復旧に向けた支援を行う。 (注)「果樹の気象災害対策マニュアル」「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」等を活用する。 |
| | 36 | 重要 | GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。 (ガイドライン49) | ・GAPの取組状況について、内部管理者による点検を年1回以上実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・内部点検で問題が見つかった場合、生産者に問題の是正を働きかけるとともに、課題を生産団体内で共有する。 |
| 施設の管理・運営体制の整備 | 37 | 重要 | 集出荷施設内および選果、梱包ラインは常に衛生を保っているか。 (ガイドライン13) | ・作業者の手洗いなど、衛生管理を徹底する。 ・手洗い、飲食、喫煙等のスペースを分離する。 ・廃棄物は適切に分別・保管し、施設やその周辺に放置しない。 ・風雨によるホコリ等の侵入がないように留意する。 ・ネズミ等の小動物や昆虫が入らないように留意する。 ・作業後は、施設内や設備等の清掃を行う。 |
| | 38 | 重要 | 出荷資材は清潔に保管しているか。 (ガイドライン14) | ・出荷資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある出荷資材は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして、清潔に保つ。 |
| | 39 | 重要 | 施設内の安全管理を徹底しているか。 (ガイドライン37) | ・施設内の危険箇所を把握し、危険箇所の表示などにより作業者の安全を確保する。 |
| | 40 | 重要 | 予冷・保冷の施設を清潔に保つとともに、品質が維持できる適切な温度を維持しているか。 (ガイドライン13) | ・冷蔵設備、温度センサーは定期的にメンテナンスを実施する。 |
| | 41 | 重要 | 選果、梱包に使用する測定機器等が正常に動作することを確認しているか。 (ガイドライン38) | ・重量、糖度センサーなどの計器類は定期的にメンテナンスを実施する。 |

野菜

1 食品安全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|--------------|----|----|---|--|
| ほ場環境の確認と衛生管理 | 1 | 必須 | ほ場やその周辺を常にきれいに保っているか。 (ガイドライン1) | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やほ場周辺は定期的な清掃を行い、使わない資材や作物残さなどを放置しない。 ・大雨などにより汚水が進入しないような対策を講じる。 ・ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。 <p>(大雨時、リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やハウス内に汚水が流入した場合、速やかに排水する。 ・ほ場または隣接地に汚染リスクが確認された場合、速やかにリスクを回避する対策を講じる。 |
| 農薬の使用 | 2 | 必須 | 農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用しているか。 (ガイドライン2、4) | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。 |
| | 3 | 重要 | 農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されていることを確認しているか。また、使用後はよく洗浄しているか。 (ガイドライン3) | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認する。 ・農薬の使用後には、薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。 |
| | 4 | 必須 | 対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用しているか、また、隣接園の作物・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないように配慮しているか。 (ガイドライン5) | <ul style="list-style-type: none"> ・防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。 ・近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。 <p>(突発的な病害虫の発生時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。 |
| 水の使用 | 5 | 重要 | 栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。 (ガイドライン6) | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培等に使用する水の水源を把握しておく。 ・水路やバルブ等が汚れていないか、日頃から確認する。 <p>(リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する水に汚染リスクの可能性がある場合には、安全性が確認されるまで、水の使用を控える。 |
| 肥料・培養液の使用 | 6 | 重要 | 溶液栽培では、培養液の汚染に注意しているか。 (ガイドライン8) | <ul style="list-style-type: none"> ・水の供給システムは微生物による汚染の防止に必要な清掃、保守を実施する。 <p>(リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源、培養液等の汚染等が確認された場合には、直ちに改善に向けた対策を実施する。 |
| | 7 | 重要 | 堆肥は適切に製造されたものを使用しているか。 (ガイドライン7) | <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥を購入、使用する際は、原料、製造方法、成分を確認する。 <p>(堆肥を製造する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分調整、切り返しを行い、70 以上で十分に発酵させる (注)。できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。 <p>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に有機質資材の種類に応じて適切に製造する。</p> |

野菜

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|-----------------------|----|------|--|--|
| 作業者等の衛生管理 | 8 | 重要 | 清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行する。 (ガイドライン9) | ・感染症の疑いがある場合は、生鮮野菜に触れるような作業をしない。 ・身体を清潔に保つため、爪を短く清潔にし、作業前には手洗いを励行する。 (手にキズなどがある場合) ・傷口は絆創膏等でしっかりと覆い、直接傷口が生鮮野菜に触れないようにする。 |
| | 9 | 重要 | 作業場所の近くにトイレや手洗いの設備があるか。 (ガイドライン10) | ・手洗い設備やトイレは常に清潔にしておく。 ・手洗いやトイレの排水等が、ほ場やハウス内、農業用水路に流入しないようにする。 |
| 機械・施設・容器等の衛生管理 | 10 | 重要 | 農機具、器具類の数や保管場所を把握し、使用後は洗浄・手入れをして、常に清潔に保っているか。 (ガイドライン11) | ・使用した農機具等は常に洗浄し、清潔に保つ。 ・汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分ける。やむを得ず収穫物を運搬する車両で廃棄物や家畜ふん堆肥などを運搬した場合は、使用後によく洗浄する。 ・収穫物に直接触れる器具は常に清潔に保ち、必要に応じて使用前後に洗浄する。 ・収穫物と廃棄物などを入れる容器は区別する。 ・汚れがとれなくなった容器は廃棄する。 |
| | 11 | 重要 | ハウス等の施設は衛生管理に適した構造として、適切に管理されているか。 (ガイドライン12) | ・排水溝を設置するなど、雨水が浸入しない構造にするとともに、ネットなどでネズミや鳥などが進入しない対策を講じる。 ・施設内に収穫物の残さなどを放置しない。 (大雨、破損時の対応) ・雨水が浸入した場合には速やかに排水する。 ・ネットなどが破損した場合、速やかに補修する。 |
| | 12 | 重要 | 出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっているか。 (ガイドライン13) | ・作業場や保管・冷蔵施設は常に清潔に保つ。 ・網戸などの設置により、ネズミなどの小動物(ペットを含む)が侵入しない構造とする。 ・十分な明るさを確保し、収穫物の汚染・異物混入を発見しやすい環境にする。 ・集出荷作業時に出荷物に昆虫などの異物やホコリが入らないように注意する。 ・廃棄物は分別し、昆虫や小動物等を引き寄せない場所に保管する。 |
| | 13 | 重要 | 収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用しているか。また、洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。 (ガイドライン14) | ・包装資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある包装容器は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして清潔に保つ。 |
| 収穫以降の農産物の管理 | 14 | 重要 | 収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意しているか。 (ガイドライン15) | ・農産物を運搬する場合は、農薬・肥料・燃料・動物の他、収穫物を汚染する恐れがある物と一緒に運搬しない。 ・運搬に利用する車両は清潔に保ち、定期的に洗浄する。 ・運搬中は適切な温度管理を実施する。 |
| | 15 | 重要 | 収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないような配慮がされているか。 (ガイドライン16) | ・罹病や汚染の可能性のある収穫物は、分別し適正に処理する。 ・出荷物に異物・昆虫等が混入しないようにする。 |
| りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減 | 16 | 該当せず | | |

野菜

2 環境保全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|------------------|----|----|---|---|
| 農薬による環境負荷の低減対策 | 16 | 重要 | 農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施しているか。 (ガイドライン17、18、19、20、21、22) | <ul style="list-style-type: none"> ・病虫害の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。 ・薬剤防除にあたっては、防除暦に従い防除の徹底を図る。 ・圃地ごとに散布量を把握し、薬液が残らないようにする。 ・薬剤散布時は、飛散の少ないノズルの使用や風向き等を考慮した散布方法で、周囲の作物・建物等に飛散しないように注意する。 ・薬剤防除とあわせ、耕種的防除(雨よけ施設の導入など)も行う。 ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う((例:病虫害抵抗性品種の導入、生物農薬・性フェロモン剤等の使用、機械除草、対抗植物の導入など)(注)。 <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。</p> <p>(土壌くん蒸剤を使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示された使用方法を遵守するとともに、揮散して周囲に影響を与えないように配慮する。 |
| 肥料による環境負荷の低減対策 | 17 | 重要 | 土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めているか。 (ガイドライン23、24) | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、施肥を行う(注)。 <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。</p> <p>(有機質資材を利用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認する。 |
| 土壌の管理 | 18 | 重要 | 堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、土壌浸食への対応を適切に実施しているか。 (ガイドライン25、26) | <ul style="list-style-type: none"> ・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に持続可能な農業生産に努める。 <p>(土壌浸食の恐れがある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に努める。 |
| 廃棄物の適正な処理・利用 | 19 | 必須 | 廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理しているか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分をしているか。 (ガイドライン27、28) | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。 ・農業用廃プラスチックなどは、JAによる回収など、許可のある業者に処分を委託する。 ・やむを得ず植物残さ等を焼却する際は、消防署に届けるとともに、安全に十分配慮する。 |
| | 20 | 重要 | 作物残さなどの有機資源を圃場に還元するなど、有効に活用しているか。 (ガイドライン29) | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場に残すと病虫害等の発生源となる恐れがある場合を除き、作物残さを土壌に還元するなどして、有効活用するように努める。 |
| エネルギーの節減対策 | 21 | 重要 | 機械の点検整備、ハウスの適切な温度管理によって省エネルギーに努めているか。 (ガイドライン30) | <ul style="list-style-type: none"> ・機械の日常点検により、エネルギー効率が低下しないように努める。 ・ハウス栽培では基準に従った適切な温度管理を行う。 <p>(新たに機械等を導入する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。 |
| 特定外来生物の適正利用 | 22 | 必須 | 特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、適切な飼養管理をしているか。 (ガイドライン31) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、法令を遵守し、適切に使用する。 |
| 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策 | 23 | 重要 | ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理しているか。 (ガイドライン32) | <ul style="list-style-type: none"> ・収穫残さの管理の徹底等により、鳥獣を引き寄せないようにする。 ・市町村の被害防止計画に沿った防止対策を実施する。 <p>(有害鳥獣を駆除する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法を遵守する。 |

3 労働安全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|-----------------|----|----|--|---|
| 危険作業等の把握 | 24 | 重要 | 農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践しているか。 (ガイドライン33、34、35、36、38) (農業用機械等を導入する場合) 安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握しているか。 (ガイドライン37) | ・農作業安全チェックシート(注)にもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。 危険作業、危険箇所の把握と安全対策 作業者の年齢、健康への配慮 安全な服装、防護服の着用による作業機械の点検・整備 (注)作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。 |
| 農作業従事者の制限 | | | | |
| 服装及び保護具の着用等 | | | | |
| 作業環境への対応 | | | | |
| 機械等の導入・点検・整備・管理 | | | | |
| 機械等の利用 | | | | |
| 農薬・燃料等の管理 | 25 | 必須 | 農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用しているか。 (ガイドライン40) | ・農薬はカギのかかる保管庫に保管する。 ・毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策をおこなうとともに、容器、貯蔵庫に表示する。 ・農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。 ・燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めにより適切に管理する。 |
| 事故への備え | 26 | 必須 | 農作業中の事故に備え、各種保険に加入しているか。 (ガイドライン40) | ・事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。 |

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---------------------|----|----|---|---|
| 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 | 27 | 重要 | 育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めているか。 (ガイドライン41) | ・品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら(または産地が)開発した品種や技術、ブランドの保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはいけないことを理解している。 |
| | 28 | 必須 | 登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解しているか。 (ガイドライン42) | ・登録品種を譲渡などの目的で増殖しない。 ・権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。 |
| 情報の記録・保管・保存 | 29 | 重要 | ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握しているか。 (ガイドライン43) | ・園地ごとに現在の栽培作物(品種)を記録しておく。 ・園地ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。 |
| | 30 | 重要 | 農薬・肥料の使用に関する記録を適切に行っているか。 (ガイドライン44、45) | ・防除日誌(注)を活用した防除記録を作成し保存しておく。 ・防除日誌の記帳内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名(剤型まで)、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。 ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。 (注)参考様式の記載内容を基本とする。 |
| | 31 | 重要 | 農業用資材の購入の記録を適切に保管しているか。 (ガイドライン46) | ・資材等の購入記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。 ・施設等の衛生管理、保守点検に関する記録を保存しておく。 |
| | 32 | 必須 | 出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっているか。 (ガイドライン47、49) | ・出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理し、最低1年間(できる限り3年間)保管する。 |
| | 33 | 重要 | チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン48) | ・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要な対策を講じる。 |

野菜

5 出荷団体の取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---------------|----|----|---|--|
| 環境保全 | 34 | 重要 | 病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。 (ガイドライン19) | ・病害虫発生予察情報等の活用により、病害虫の発生状況を把握し、適切な防除指導を行う。 |
| 危機管理 | 35 | 重要 | 気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。 | ・降霜や台風、大雪などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策(注)を生産者に周知する。 (災害が発生した場合) ・速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な事後対策の実施や復旧に向けた支援を行う。 (注) 「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」等を活用する。 |
| | 36 | 重要 | GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。 (ガイドライン48) | ・GAPの取組状況について、内部管理者による点検を年1回以上実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・内部点検で問題が見つかった場合、生産者に問題の是正を働きかけるとともに、課題を生産団体内で共有する。 |
| 施設の管理・運営体制の整備 | 37 | 重要 | 集出荷施設内および選果、梱包ラインは常に衛生を保っているか。 (ガイドライン13) | ・作業者の手洗いなど、衛生管理を徹底する。 ・手洗い、飲食、喫煙等のスペースを分離する。 ・廃棄物は適切に分別・保管し、施設やその周辺に放置しない。 ・風雨によるホコリ等の侵入がないように留意する。 ・ネズミ等の小動物や昆虫が入らないように留意する。 ・作業後は、施設内や設備等の清掃を行う。 |
| | 38 | 重要 | 出荷資材は清潔に保管しているか。 (ガイドライン14) | ・出荷資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある出荷資材は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして、清潔に保つ。 |
| | 39 | 重要 | 施設内の安全管理を徹底しているか。 (ガイドライン36) | ・施設内の危険箇所を把握し、危険箇所の表示などにより作業者の安全を確保する。 |
| | 40 | 重要 | 予冷・保冷の施設を清潔に保つとともに、品質が維持できる適切な温度を維持しているか。 (ガイドライン13) | ・冷蔵設備、温度センサーは定期的にメンテナンスを実施する。 |
| | 41 | 重要 | 選果、梱包に使用する測定機器等が正常に動作することを確認しているか。 (ガイドライン37) | ・重量、糖度センサーなどの計器類は定期的にメンテナンスを実施する。 |

水稻

1 食品安全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|--------------|----|----|--|---|
| ほ場環境の確認と衛生管理 | 1 | 必須 | ほ場やその周辺を常にきれいに保っているか。 (ガイドライン1) | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やほ場周辺は定期的な清掃を行い、使わない資材や作物残さなどを放置しない。 ・大雨などにより雨水が進入しないような対策を講じる。 ・ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。 (大雨時、リスク発見時) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やハウス内に雨水が流入した場合、速やかに排水する。 ・ほ場または隣接地に汚染リスクが確認された場合、速やかにリスクを回避する対策を講じる。 |
| 農薬の使用 | 2 | 必須 | 農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用しているか。 (ガイドライン2、4) | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。 |
| | 3 | 重要 | 農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されていることを確認しているか。また、使用後はよく洗浄しているか。 (ガイドライン3) | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認する。 ・農薬の使用後は、薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。 |
| | 4 | 必須 | 対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用しているか、また、隣接圃の作物・品種を把握するとともに、散布の際、風向き等に注意し、周辺ほ場や民家、道路に飛散しないように配慮しているか。 (ガイドライン5) | <ul style="list-style-type: none"> ・防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。 ・近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。 (突発的な病害虫の発生時) <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。 |
| カドミウム濃度の低減対策 | 5 | 重要 | 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果をj確認しているか。 (ガイドライン6) | <ul style="list-style-type: none"> ・米穀や農地土壌のカドミウム濃度実態を把握する。 (高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域) <ul style="list-style-type: none"> ・出穂前後3週間の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組む。 |

2 環境保全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|------------------|----|----|--|---|
| 農業による環境負荷の低減対策 | 6 | 重要 | 農業による環境負荷を低減するための取り組みをしているか。 (ガイドライン9, 10, 11, 12, 13, 14) | <ul style="list-style-type: none"> ・病虫害の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。 ・薬剤防除にあたっては、防除層に従い防除の徹底を図る。 ・圃地ごと散布量を把握し薬液が残らないようにする。 ・農業のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。(止水期間は1週間程度とすることが望ましい) ・止水期間の農業の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等を行う。 ・飛散が少ない形状の農業及び農業の飛散を抑制するノズルを使用する。 ・薬剤散布時は、周囲の作物・品種・建物等に飛散しないように天候や時間帯を考慮する。 ・薬剤防除とあわせて、耕種防除(例:生物農業、性フェロモン剤等の使用、対抗植物の導入、除草用機械の利用、べだがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)を行い、農業の使用量や使用回数の削減に努める。 ・必要に応じて農業や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う(例:病虫害抵抗性品種の導入、生物農業・性フェロモン剤等の使用、機械除草、対抗植物の導入など)(注)。 <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。</p> |
| 肥料による環境負荷の低減対策 | 7 | 重要 | 土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めているか。水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施しているか。 (ガイドライン15, 16, 17) | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、施肥を行う(注)。 <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。</p> <p>(有機質資材を利用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認する。 (堆肥を製造する場合) ・水分調整、切り返しを行い、70 以上で十分に発酵させる <p>(注)。できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。</p> <p>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に有機質資材の種類に応じて適切に製造する。</p> <p>(代かき時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅水の状態で代かきを実施する。また、あぜぬり・あぜシートの利用等により水田からの濁水の流出防止に努める。 |
| 土壌の管理 | 8 | 重要 | 堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、植生帯の設置等により土壌浸食への対応を適切に実施しているか。 (ガイドライン18, 19) | <ul style="list-style-type: none"> ・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に持続可能な農業生産に努める。 <p>(土壌浸食の恐れがある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に努める。 |
| 廃棄物の適正な処理・利用 | 9 | 必須 | 廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理しているか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分をしているか。 (ガイドライン20, 21) | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。 ・農業廃プラスチックなどはJAによる回収など、許可のある業者に処分を委託する。 ・やむを得ず作物残さ等を焼却する際は、消防署に届けるとともに、安全に十分配慮する。 |
| | 10 | 重要 | 作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に還元するなど、有効に活用しているか。 (ガイドライン22) | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場に残すと病虫害等の発生源となる恐れがある場合を除き、作物残さを土壌に還元したり、堆肥化(注)するなどして、有効活用するように努める。 <p>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に適切に製造する。</p> |
| エネルギーの節減対策 | 11 | 重要 | 機械の点検整備によって省エネルギーに努めているか。 (ガイドライン23) | <ul style="list-style-type: none"> ・機械の日常点検により、エネルギー効率が低下しないように努める。 <p>(新たに機械等を導入する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。 |
| 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策 | 12 | 重要 | ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理しているか。 (ガイドライン24) | <ul style="list-style-type: none"> ・作物残さの管理の徹底等により鳥獣を引き寄せないようにする。 ・市町村の被害防止計画に沿った対策を実施する。 <p>(有害鳥獣を駆除する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法を遵守する。 |

3 労働安全を主な目的とする取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|-----------------|----|----|--|---|
| 危険作業等の把握 | 13 | 重要 | 農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践しているか。 (ガイドライン25, 26, 27, 28, 30) (農業用機械等を導入する場合) 安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握しているか。 (ガイドライン29) | ・農作業安全チェックシート(注)にもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。 危険作業、危険箇所の把握と安全対策 作業者の年齢、健康への配慮 安全な服装、防護服の着用による作業機械の点検・整備 (注)作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。 |
| 農作業従事者の制限 | | | | |
| 服装及び保護具の着用等 | | | | |
| 作業環境への対応 | | | | |
| 機械等の導入・点検・整備・管理 | | | | |
| 機械等の利用 | | | | |
| 農薬・燃料等の管理 | 14 | 必須 | 農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用しているか。 (ガイドライン40) | ・農薬はカギのかかる保管庫に保管する。 ・毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策をおこなうとともに、容器、貯蔵庫に表示する。 ・農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。 ・燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めによる適切に管理する。 |
| 事故への備え | 15 | 必須 | 農作業中の事故に備え、各種保険に加入しているか。 (ガイドライン33) | ・事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。 |

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---------------------|----|----|---|---|
| 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 | 16 | 重要 | 育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めているか。 (ガイドライン34) | ・品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら(または産地が)開発した品種や技術、ブランドの権利を保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはいけないことを理解しておく。 |
| | 17 | 必須 | 登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解しているか。 (ガイドライン35) | ・登録品種を譲渡などの目的で増殖しない。 ・権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。 |
| 情報の記録・保管 | 18 | 重要 | ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握しているか。 (ガイドライン36) | ・園地ごとに現在の栽培作物(品種)を記録しておく。 ・園地ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。 |
| | 19 | 重要 | 農薬・肥料の使用に関する記録を適切に行っているか。 (ガイドライン37, 38) | ・防除日誌(注)を活用した防除記録を作成し保存しておく。 ・防除日誌の記帳内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名(剤型まで)、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。 ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。 (注)参考様式の記載内容を基本とする。 |
| | 20 | 重要 | 農業用資材の購入や出荷・販売の記録を適切に保管しているか。 (ガイドライン39) | ・資材等の販売、使用の記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。 |
| | 21 | 必須 | 出荷伝票・検査結果表を適切に保管しているか。 (ガイドライン40) | ・出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理、保管しておく。 |
| | 22 | 重要 | チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン43) | ・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による内部点検を実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要な対策を講じる。 |
| 記録の保存期間 | 23 | 重要 | 出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっているか。 (ガイドライン44) | ・出荷伝票や検査結果表は、原則3年間保管する。 |

農家段階で出荷する場合は、No.24～25により、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管、販売、処分を行う

5 出荷団体の取組

| 区分 | No | | 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---------------|----|----|--|--|
| 米穀の用途別管理 | 24 | 必須 | 用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管しているか。 (ガイドライン41) | ・区分保管、票せんによる用途の掲示を行う。 |
| | 25 | 必須 | 用途限定米穀、食用不適米穀を適切に販売・処分しているか。 (ガイドライン42) | ・販売・譲渡した時の転用防止対策を実施している。 ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途に使用している。 |
| 生産者への指導 | 26 | 重要 | 気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。 | ・降霜や台風や大雪などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策を(注)生産者に周知する。 (注) 「農業用ハウスと果樹樹の雪害防止対策指針」等を活用する。 (災害が発生した場合) ・速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な事後対策の実施や復旧に向けた支援を行う。 |
| | 27 | 重要 | GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。 (ガイドライン43) | GAPの取組状況について、内部管理者による点検を年1回以上実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・内部点検で問題が見つかった場合、生産者に問題の是正を働きかけるとともに、課題を生産団体内で共有する。 |
| 施設の管理・運営体制の整備 | 28 | 重要 | 集出荷施設内は常に衛生を保っているか。 | ・作業者の手洗いなど、衛生管理を徹底する。 ・手洗い、飲食、喫煙等のスペースを分離する。 ・廃棄物は適切に分別・保管し、施設やその周辺に放置しない。 ・風雨によるホコリ等の侵入がないように留意する。 ・ネズミ等の小動物や昆虫が入らないように留意する。 ・作業後は、施設内や設備等の清掃を行う。 |
| | 29 | 重要 | 出荷資材は清潔に保管しているか。 | ・出荷資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある出荷は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして、清潔に保つ。 |
| | 30 | 重要 | 施設内の安全管理を徹底しているか。 (ガイドライン37) | ・施設内の危険箇所を把握し、危険箇所の表示などにより作業者の安全を確保する。 |
| | 31 | 必須 | ・米穀を清潔で衛生的に扱っているか。 ・収穫・乾燥調整時に異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施しているか。 (ガイドライン7、8) | ・乾燥調整施設では高水分籾の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥させる。 ・乾燥調整貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施する。 ・農産物の取扱者の衛生管理を行うほか、施設の清掃及び適切な補修により清潔かつ適切な維持管理を行う。また、貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃などを実施する。 (自ら乾燥調整、貯蔵、出荷を行う場合) ・乾燥調整や貯蔵段階で米にかびを発生させないようにする。 |
| | 32 | 重要 | 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確にしているか。 (ガイドライン33) | ・施設の適正な管理及び運営を行う。 ・管理者とオペレータの責任分担を明確にしておく。 ・あらかじめ想定される異常事態とその対処方法を確認している。 |
| | 33 | 重要 | 病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。 (ガイドライン12) | ・病害虫発生予察情報等の活用により、病害虫の発生状況を把握し、適切な防除指導を行う。 |